

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和5年6月23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年6月23日(金) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	7 柴 賢一郎	8 平本 勲	9 渡邊 昭男
10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行	13 大谷 朗
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 6 小林真理子

## 農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰
主 事	赤羽根 大祐		

## 会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
議案第7号	栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

## 開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和5年6月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は6番小林委員から欠席の届出があり、ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、14番泉田裕美委員、15番川嶋房代委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と赤羽根大祐氏を指名いたします。

## 議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

赤羽根主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が2件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

借受人は、木野地町及び川原田町等において米やトマトを作付しております。このたび売買により取得することとなりました。農地取得後は、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、居住地に付属する農地の取得に伴う申請です。譲受人は藤岡町大前に居住予定ですが、既に相対で当該農地を借りて、家庭菜園としてレモンやオリーブ等の果樹を栽培しています。また、申請地は自宅に付属しており、売買により取得することとなりました。許可後はレモン等の果樹や、ジャガイモ等の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしく願います。

議長  ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(狐塚委員)

今回の北部調査委員長の10番狐塚です。  
今回は私と7番柴委員18番石塚委員の3名と事務局2名で、21日水曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。  
今回北部の申請は、所有権移転の申請が1件ありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長  ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(佐山委員)

今回の南部調査委員長の20番佐山です。  
今回は、私と8番平本委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、22日木曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。  
今回南部の申請は、所有権移転1件の申請がありました。  
書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

ます。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書4ページをご覧ください。  
今月は、10件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、貸資材置場及び貸駐車場への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、仲仕上町を本店とし、燃料販売業を主たる事業とする法人の取締役です。現在、事業所兼自宅の敷地内において、従業員用及び営業用の車両置場を設けておりますが、スペースが限られているため、来客時には交通上支障が生じております。また、コンロ、ボンベ等のガス器具も敷地内の一画に山積みされている状況です。そこで、事業所付近に資材置場兼駐車場を新たに整備するため、申請に至りました。計画によりますと、従業員用、営業用、来客者用の駐車スペースとして8台分、また、ガス器具の置場として利用します。

なお、本申請は、法人の役員が土地を取得後に資材置場兼駐車場として整備し、法人に貸し付けるため、転用目的が「貸資材置場及び貸駐車場」となっております。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

2番は、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全や災害時に安定した電力を供給するため、本事業に着手しております。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、将来の出産を考え、住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

4番については、店舗兼修理工場敷地拡張への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、申請地の北側隣接地において、農機具販売店及び修理工場を営んでいる法人です。今後の方針として、中古農機具の買取、修理、販売、リース業に注力し、更なる収益確保を目指しておりますが、既存敷地では手狭であるため、新たな用地確保が必要となりました。計画によりますと、修理のために預かった農機具、下取り等で回収した農機具、リース用の農機具を置くスペースとして使用します。

農地の区分は、西方総合支所から500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は浸透槽により処理します。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

田沼主任

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2人で居住しておりますが、将来の生活を見据え、まずは夫婦の暮らす家を持ちたいと考えました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に

該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

6番については、車両置場敷地拡張への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、申請地の南側隣接地において、建設機械・中古自動車等の輸出入、買い取り販売店及び修理工場を営んでいる法人です。現在小山市卒島に本社を構えていますが、今後申請隣接地へ事務所を集約することを考えており、既存敷地では手狭であるため、建設機械、大型車両等の海外輸出商品の保管スペースとして使用します。

農地の区分は、農地の広がりか10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は浸透槽により処理します。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全や災害時に安定した電力を供給するため、本事業に着手しております。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。電力の省エネルギー化、再生可能エネルギーの普及促進するため、本事業に着手しております。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンを御覧ください。

(写真説明)

10番は、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。事業計画者が、太陽光発電事業に取り組むにあたり事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、今回の申請地を選定いたしました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(狐塚委員)

今回北部は、一般住宅が1件、貸資材置場及び貸駐車場が1件、農機具販売店兼修理工場の敷地拡張が1件、太陽光発電設備が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。



南部調査委員長 (佐山委員)	今回南部は、一般住宅の申請が1件、車両置場が1件、太陽光発電設備が4件、合計6件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。 番号1番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 1番の案件については、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号2番について、16番川田委員お願いします。
川田委員	16番川田です。 2番については、太陽光発電設備への転用ということで周辺農地への影響がなく、問題ないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。
議 長	番号3番について、1番若色より報告いたします。 事務局および調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号4番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 4番ですが、昨年11月の総会で農振除外が出ていたものです。調査委員長および事務局の説明のとおり問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号5番について、8番平本委員お願いします。
平本委員	8番平本です。 5番については、親子間の使用貸借による一般住宅への転用で、調査委員長および事務局の説明のとおり問題ないと思われ。ご審議よろしく申し上げます。

議 長	番号 6 番について、18 番石塚委員お願いします。
石塚委員	18 番石塚です。 6 番ですが、周辺農地への影響がなく調査委員長および事務局の説明のとおり問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号 7 番から 10 番について、1 2 番山崎委員お願いします。
山崎委員	1 2 番山崎です。 7 番から 10 番の案件については、いずれも太陽光発電設置ということで、事務局および調査委員長の説明とおりです。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 2 号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第 3 号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の 7 ページをご覧ください。 今回は、1 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。  1 番については、地図は 10 ページです。 申請地は 1 筆で、航空写真等により、昭和 45 年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)  以上 1 件の申請について、非農地証明をすることはやむを得ないものと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

- 議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
- 南部調査委員長  
（佐山委員）　　今回南部は、1件の申請がありました。  
20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。  
以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について、13番大谷委員をお願いします。
- 大谷委員　　13番大谷です。  
現地を確認しましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題はないと思われしますので、ご審議よろしく申し上げます。
- 議長 　　ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
（質疑なし）
- 議長 　　発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声）
- 議長 　　異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて68件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
- 議長 　　これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
（発言なし）
- 議長 　　発言がないようですので、採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する2件3筆、約78aであります。事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。

議長 これより質疑には入りません。発言のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）

議長 発言がないようですので採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「栃木市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹 議案書20、21ページを御覧ください。

4月21日に栃木5地域の寺内茂推進委員より、身体の故障により辞任したい旨の辞任願が提出され、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、4月23日の総会において辞任について承認いただいたところです。

それを受け、農業委員会に関する法律第19条第1項に基づき、5

月9日から6月5日までの募集期間で、推薦・応募の受付をしたところ、結果は21ページに記載のとおりです。

募集人員1名に対し1名の推薦がありました。農業の知識と経験が豊富であり、地域からの信頼も厚いという理由で、皆川自治会連合会から団体推薦がありました。

農業委員会法第19条第3項の「農業委員会は、推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。」との規定に基づき、推薦・応募のあった方を推進委員に委嘱することとしてよろしいか、ご審議頂きたくお願いいたします。説明は以上となります。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。  
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年6月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時8分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員会長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (泉 田)

署名委員 \_\_\_\_\_ (川 嶋)